

大潟村条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月10日

大潟村長 高橋浩人



1 入札に付する事項

- (1) 工事名：大潟村公共下水管渠改築工事
- (2) 工事場所：大潟村地内
- (3) 工期：契約締結日から令和5年3月29日まで
- (4) 工事概要：下水管渠の布設替え
- (5) 予定価格：27,115,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 契約締結時期：令和4年11月30日
- (7) 入札の方法 本工事における入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、各々郵送（書留郵便に限る。）または持参により行う。なお、具体的な手続等については、3及び7に示すとおりである。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大潟村建設業者等級格付名簿の土木工事A級に登載されていること。
- (3) 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「大潟村建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法第3条に基づく主たる本店、支店又は営業所（委任されている場合に限る。）を秋田県内に有すること。又は、本村と上下水道施設の災害に伴う応援協定を締結していること。
- (7) 資格を有する者を監理技術者または主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- (8) 次に示す同種工事の施工実績を有すること。
官公庁発注の下水管渠（φ150以上）又は人孔（1号以上）の布設替え工事
- (9) 秋田県税、村税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次により提出しなければならない。
 - ① 提出書類等
 - ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 建設業許可通知書の写し
 - ウ 直近の総合評定値通知書の写し
 - エ 同種工事の施工実績（様式第2号）及びその添付書類
 - オ 配置予定技術者（2（7）の要件を満たす者）の資格・工事経歴等（様式第3号）及

びその添付書類

力 誓約書（様式第5号）

② 提出場所

大潟村役場 生活環境課 生活班に1部持参すること。

③ 提出期間

令和4年11月10日（木）午後1時から令和4年11月25日（金）午後5時まで

④ 用紙の配布

大潟村ホームページの入札情報サービスから入手、又は閲覧場所において配付する。

（2）入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧

本工事に係る仕様書、図面、金額を記載しない内訳書及び入札心得（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次により行う。

（1）閲覧（貸出）場所 大潟村役場 生活環境課又は大潟村ホームページ

（2）閲覧（貸出）期間 令和4年11月10日（木）から令和4年11月25日（金）まで

（3）閲覧（貸出）時間 午前9時00分から午後5時00分まで

（4）その他 貸出の返却は貸出日から3日以内とする。

5 設計図書等に対する質問及び回答

（1）設計図書等に対する質問は、令和4年11月24日（木）正午までに電子メール又は書面により行わなければならない。

（2）上記質問に対する回答は、令和4年11月28日（月）までにホームページ上により行う。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除する。

（2）契約保証金

請負代金額の100分の10以上の金額とする。なお、納付方法等については、大潟村財務規則の規定による。

7 入札書等の提出等

（1）入札（開札）場所

大潟村役場 2階 第一会議室

（2）入札（開札）日時

① 令和4年11月29日（火）午前10時00分

② 開札予定時間までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならぬ。

（3）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書（様式第4号）を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法

については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。
この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、大潟村建設工事等競争入札事務の取扱い第25に定めるくじの方法により順位を決定し、落札候補者とする。
- (2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき
- (3) (2) によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となつた者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 開札に立ち会わなかつたもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されている

ときは、当該入札参加者の入札は無効とみなすものとする。

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 本入札においては、最低制限価格制度を適用するものとし、制度の運用については、大潟村最低制限価格制度取扱要綱によるものとする。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、大潟村財務規則及び大潟村条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

12 入札及び工事に関する問い合わせ先

秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1
大潟村役場 生活環境課 生活班
TEL 0185(45)2115
FAX 0185(45)2162
e-mail : g-kensetsu@vill.ogata.akita.jp